



町報 岡垣

所役者田順一
行町任深長
発墳費町垣岡

とどいたら、まず、とじましよう

県道野間 - 須恵線工事着工

この県道は岡垣町の中央山間地

施工業者

八月より着工し、四十六年度末

に完工の予定です。これも原区を

始め土地所有者の御協力によるも

のと感謝を致しております。

道路完工後は湯川山観光の一端

となるものと期待されています。

一、本年度の工事延長
一工区 四八〇米
二工区 六二〇米
有効巾員 七米

二、工期

自四十六年七月一日
至四十七年一月三十一日

三、施行業者名

一工区 大成工業株式会社
二工区 小西建設工業株式会社
四、事業費
約、五二〇〇万円

この道路の建設にあたり地元、
商倉区におきましては方線の決
定、用地買収など多大の御迷惑を
おかけし、又建設途上におきまし
ても、御迷惑をおかけすることと
存じますが何分の協力をお願ひま
す。

湯川山に電々公社無 線塔設置による取付 道建設工事着工

ついで
新松原海岸を走っている本道の
未舗装部分を七月一日より事業費
約、四千万円で全線舗装に着手致
します、工事中御迷惑をかけること
と存じますが御協力お願いしま
す。

この測量によって設置される基
準点は将来岡垣町の発展、開発事
業の拠点として、大きな役割を果
たすことが期待されますので、こ
の作業の実施にあたっては、特に
基準点(標石)の設置場所の承諾、
測量作業に支障となる障害樹木の
伐採等といろいろ関係各区の皆様
に大変迷惑をかける事と思います
が御協力をお願いします。

企画振興課

諸君、詳しく述べ聞きになりたい方は
産業課担当係までお越し下さい。

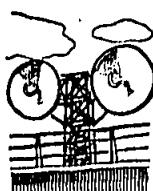
建設省国土地理院九州地方測量
部が本年六月から八月まで岡垣町
に基準点(四等三角点)測量を実
施します。

岡垣町農業振興 地域整備計画認 可される

本町は昨年七月農業振興地域整
備計画の指定を受け本事業の認可
を受けるための作業をしておりま
したが、この度昭和四十六年五月
三十一日付で認可されましたので
報告します。

尚農業振興地域整備計画書(母)
土地利用計画図、土地利用構想図
等の縦覧を昭和四十六年六月二十
九日より役場産業課内に於いて常
時備え付け縦覧に供しておなりま
す。

連絡申込地点として、総事業費約
三億円で電々公社が工事をすること
になり、その取付道を現在の湯川
山原と内浦とう廻し、延長二、八
〇〇米、巾三米、道路勾配は十三



税金は、とるものでなく、おもめるもの

町税は、新聞代や水道料金などのように、集金に来るものだと思っていらっしゃる方はありませんか。

税金はすべて納税者のみなさんのが、定められた期間内に、定められた納付場所で直接納税するものです。

明るく住みよい町を建設するため、そして徴税費用を少なくするためにも、必ず納期内に納税をすませてください。万一、特別な事情があつて止むを得ず納期内に納税できないときは、徴収係で納税相談をお受けしますので、お気軽にお利用のうえ、一日も早く完納できるようにして下さい。

税務課徴収係

軽自動車の廃車譲渡

軽自動車（五〇ccから一二五cc）までを廃車・又は譲渡される場合は必ずナンバープレートを役場軽自動車係まで返還して下さい。ナンバーを返還しないとまた課税の対象となります。

税務課

軽自動車係

住民税について

今年度の住民税は電子計算機センターに委託した為納付書の氏名欄がカナ文字になり、多少迷惑をおかけ致しますが、万一誤りのある場合は税務課までお知らせ下さい。

税務課

銃砲所持者へ!

●ライフル銃の所持制限

がきびしくなりました。

今後ライフル銃を所持しようとする人は、次の資格が必要です。

▼職業として獣類を捕獲するためライフル銃を必要とする人。

▼事業に対する障害による被害を防止するため、ライフル銃を必要とする人。

▼継続して十年以上獣銃の許可を受けている人。

▼ライフル射撃競技の選手または候補者として日本体育協会から推せんされた人。

●銃の保管設備、施錠など

次のこと事が義務づけられました。

▼保管設備は金属製（ガラス付は鉄格子でふさぐこと）のもの、また木製（厚さ二センチ以上）の堅固なものを備えつけなければなりません。

▼銃刀剣類を失し、盗みとられた時は直ちに警察に届け出ることが義務づけられました。

▼狩猟、有害鳥獣駆除のため許可を受けた獣銃、空氣銃は標的射撃に使用できることになりました。

以上の堅固なものを備えつけなければなりません。

▼銃はシリンダー銃等頑丈なものを取り付けます。

▼銃と実砲、火薬類は、別な場所に保管しなければなりません。

▼銃（実砲等）は、必ず自分で保管しなければなりません。

▼保管庫ごと盗まれないよう、見えない場所に固定しておきましょう。

▼銃は万一本までも使用されないよう、部品をはずし、発射機能をなくしておきましょう。

（部品は別個に保管する。）

●おもな改正点

▼人命救助、動物麻酔、と殺、漁業用に使用する産業用銃砲は、公安委員会に届け出れば銃所持者の監督のもとに従業員でも使用できることになります。

▼モデルけん銃は、白色または黄色に着色し銃腔を鉛、鋼材等で閉そく（うめる）しなければ所持できないことになりました。

▼モデル刀剣類は、正当な理由がなく携帯することができなくなりました。

▼モデルけん銃は、白色または黄色に着色し銃腔を鉛、鋼材等で閉そく（うめる）しなければ所持できないことになりました。

（2）緊急通報装置がない場合は、送受話器をはずし、一〇円硬貨を入れ「一一〇」をダイヤルする。

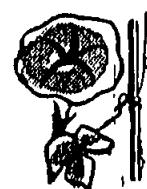
（3）緊急通報装置がない場合は、送受話器をはずし、一〇円硬貨を入れ「一一〇」をダイヤルする（一〇円硬貨は送受器をかけたらもどる）。

（4）赤電話（委託公衆電話）では受託者（店主等）に「切替えカギ」をあけてもらつたのち「一一〇」をダイヤルする。

（5）ピンク電話（特殊簡易公衆電話）では、赤電話と同様にダイヤルする。

以上は、自動即時扱いの電話の説明である。

折尾警察署



献血推進

電話は、市街地はもちろんあらゆる地域に普及され、ダイヤルを回すだけで遠隔地まで即時通話ができるようになりました。

このように電話が普及設置されたため、被験者、その他から届出通報も電話によることが多くあります。

そこで「一一〇番」通報については、つきのとおりに使用してください。

（1）電話（加入電話）送受話器をはずし、局番なしで「一一〇」をダイヤルする。

（2）青電話（普通公衆電話）を設置してある場合は、その送受話器をはずし、「一一〇」をダイヤルする。

（3）赤電話（委託公衆電話）では受託者（店主等）に「切替えカギ」をあけてもらつたのち「一一〇」をダイヤルする。

（4）ピンク電話（特殊簡易公衆電話）では、赤電話と同様にダイヤルする。

最近輸血を必要とする患者が増加して輸血量も大量化しておるようですが、一人で三十本も必要な患者が出ておりまして血液の供給を申込める方の殆どが献血推進協議会の会員になっておられない方であります。この会員制度は相互扶助の精神から設けられたものですので会員になってお申込みは御遠慮願つて下さい。

福岡県警察本部

折尾警察署

し尿汲取り 塵芥の収集

し尿汲取り新規申込みをされる方は、汲取車の行く経路等が詳しく役場の職員では判明しない家がありますので、近所に汲取車又は塵芥収集車の来た時に車の運転手に申込用紙を貰って申込むか又は国道三号線より東側は、岡垣衛生（電話20327）に国道三号線以西は協和清掃工業（電話〇九三二三、〇四〇二）に直接申込んで下さいますよう願います。

又同地等で屋敷内の家庭菜園又は植木等の肥料としてし尿を使用し、或る月は汲取って貰い、或る月は汲取って貰はないと言ふような家庭のある事を聞きますが、同地等では衛生的見地からも不衛生であり又た汲取りが人頭制に改正されておりますので、汲取人員は毎月末の住民登録人員によると

いう規定になっておりますが、住民登録が完全な手続きのなされてない人がありますので役場も困つておりますが、汲取業者も正しい人員がつかめずにより、尚且住民登録は岡垣町に置いて実在してない方、又は住民登録は転出にして実在してある方等があり、又は特に大学生等で長期に亘り他市町村に下宿等してある方等がありまし

たら、役場住民課の係まで在学証

明等文書による証明になるものをもって申出て下さい。それと屋敷で、し尿を使用される自家処理は特に閑地等では今後止めて下さい。近隣の方にも大迷惑と思います。

ゴミの処理も今だに道路端等に捨てある所を見受けますが、町民の一人一人が注意して捨てないように町内をきれいに致しましょう。

役場住民課衛生係

転入・転出を される方へ

本町では行政事務の円滑と徹底を計るため、町内外への転入、転出については必ず区長へ届出て証明をもらって後に役場で手続きして頂くことになっておりますので、特に一般住民の方の御協力をお願いします。

記

俳句 次 の 曲

高陽町地 村田中泉子

朝刊の片耳濡らし梅雨来る
友の如蝶走り寄る草を取る
裏の戸は妻のものかもほとゝぎす
次の曲待たるゝ夕べ ほとときす
耳鳴りの右すれば青葉木苑

①岡垣町に転入されまいたら、先ず区長へ届出て区長の証明と前住所地役所（役場）発行の証明を持参し役場住民課で

②町外及び町内でも異動（転入、転出）をされる場合は区長の証明とみとめ印が必要です。

③新団地などのように、多数転入されているところは、転入者に隣組長さん或いは附近の人が、

先ず区長さんのところへ行くよ
う話してあげてください。

住民課

高陽町地 前田四郎
バラ満開 婉歌に揺れて艶めかし
来る夏におくれじ花樹の手入れする
海老津駅前歩道新設に事務の検

議案第五二号
(案)

議案第五三号

教育委員会委員の任命について

岡垣町吉木一六二八番地
鷲尾組見

議案第五四号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

岡垣町内浦四九九番地
吉田清吉

M 41、5、17生

議案第五五号

議案第五五号
芦屋町ほか三ヶ町環境衛生施設組合規約の一部を改正する規約
(案)

議案第五六号

遠賀郡遠賀町ほか三ヶ町火葬場組合規約(案)

議案第五七号

総合開発特別委員会の設置について

議案第五八号

公民館建設特別委員会の設置について

議案第五九号

総合開発特別委員会委員の選任について(委員十名)

岩崎一樹、田原利晴、村上武
宗岡輝雄、平井政秀、川原清彦
石田博愛、勢屋康一、刀根又次
木原善次

議案第五一號

郵便局からのお願い

お便りを早く確実にお届けする郵便番号を正しくはつきりと書いて差出して下さい。

緑ヶ丘 村上詩朗
ヘルメットぬぐや姿秋月にほう
台風団それて風鈴また吊す
池の端に残月宿し梅雨あがる

議案第五四号
(案)

議案第五二号
教育委員会委員の任命について

岡垣町吉木一六二八番地
鷲尾組見

議案第五三号
(案)

議案第五四号
固定資産評価審査委員会委員の選任について

岡垣町内浦四九九番地
吉田清吉

M 41、5、17生

議案第五五号
議案第五五号
芦屋町ほか三ヶ町環境衛生施設組合規約の一部を改正する規約
(案)

議案第五六号

遠賀郡遠賀町ほか三ヶ町火葬場組合規約(案)

議案第五七号

総合開発特別委員会の設置について

議案第五八号

公民館建設特別委員会の設置について

議案第五九号

総合開発特別委員会委員の選任について(委員十名)

岩崎一樹、田原利晴、村上武
宗岡輝雄、平井政秀、川原清彦
石田博愛、勢屋康一、刀根又次
木原善次

議案第五一號

議室第六〇号
公民館建設特別委員会委員の選任について(委員十名)

廣渡孝之、太田 周、花田 满
宗岡輝雄、木原善雄、細川光利

野田 武、小早川章、石田輝男
木原善次、

香典返しとして御寄附ありがとうございます。

社会福祉協議会へ

公民館対抗卓球大会

体力つくり

(6)

一、東海老津区故早川一殿 56才
昭和46、6、6死亡

早川洋勝殿より

一、吉木区故門司千枝殿 51才
昭和46、6、16死亡

門司賛二殿より

一、吉木区故門司千枝殿 51才
昭和46、6、16死亡

社会福祉協議会及び
老人クラブ寿会へ

吉木A

吉木B

高倉

手野

糠塚A

糠塚B

原

吉木A

吉木B

つくし自治会

吉木A

吉木B

吉木C

吉木D

吉木E

吉木F

吉木G

吉木H

吉木I

吉木J

吉木K

吉木L

吉木M

吉木N

吉木O

吉木P

吉木Q

吉木R

吉木S

吉木T

吉木U

吉木V

吉木W

吉木X

吉木Y

吉木Z

吉木AA

吉木BB

吉木CC

吉木DD

吉木EE

吉木FF

吉木GG

吉木HH

吉木II

吉木JJ

吉木KK

吉木LL

吉木MM

吉木NN

吉木OO

吉木PP

吉木QQ

吉木RR

吉木SS

吉木TT

吉木UU

吉木VV

吉木WW

吉木XX

吉木YY

吉木ZZ

吉木AA

吉木BB

吉木CC

吉木DD

吉木EE

吉木FF

吉木GG

吉木HH

吉木II

吉木JJ

吉木KK

吉木LL

吉木MM

吉木NN

吉木OO

吉木PP

吉木QQ

吉木RR

吉木SS

吉木TT

吉木UU

吉木VV

吉木WW

吉木XX

吉木YY

吉木ZZ

吉木AA

吉木BB

吉木CC

吉木DD

吉木EE

吉木FF

吉木GG

吉木HH

吉木II

吉木JJ

吉木KK

吉木LL

吉木MM

吉木NN

吉木OO

吉木PP

吉木QQ

吉木RR

吉木SS

吉木TT

吉木UU

吉木VV

吉木WW

吉木XX

吉木YY

吉木ZZ

吉木AA

吉木BB

吉木CC

吉木DD

吉木EE

吉木FF

吉木GG

吉木HH

吉木II

吉木JJ

吉木KK

吉木LL

吉木MM

吉木NN

吉木OO

吉木PP

吉木QQ

吉木RR

吉木SS

吉木TT

吉木UU

吉木VV

吉木WW

吉木XX

吉木YY

吉木ZZ

吉木AA

吉木BB

吉木CC

吉木DD

吉木EE

吉木FF

吉木GG

吉木HH

吉木II

吉木JJ

吉木KK

吉木LL

吉木MM

吉木NN

吉木OO

吉木PP

吉木QQ

吉木RR

吉木SS

吉木TT

吉木UU

吉木VV

吉木WW

吉木XX

吉木YY

吉木ZZ

吉木AA

吉木BB

吉木CC

吉木DD

吉木EE

吉木FF

吉木GG

吉木HH

吉木II

吉木JJ

吉木KK

吉木LL

吉木MM

吉木NN

吉木OO

吉木PP

吉木QQ

吉木RR

吉木SS

吉木TT

吉木UU

吉木VV

吉木WW

吉木XX

吉木YY

吉木ZZ

吉木AA

吉木BB

吉木CC

吉木DD

吉木EE

吉木FF

吉木GG

吉木HH

吉木II

吉木JJ

吉木KK

吉木LL

吉木MM

吉木NN

吉木OO

吉木PP

吉木QQ

吉木RR

吉木SS

吉木TT

吉木UU

吉木VV

吉木WW

吉木XX

吉木YY

吉木ZZ

吉木AA

吉木BB

吉木CC

吉木DD

吉木EE

吉木FF

吉木GG

吉木HH

吉木II

吉木JJ

吉木KK

吉木LL

吉木MM

吉木NN

吉木OO

吉木PP

吉木QQ

吉木RR

吉木SS

吉木TT

吉木UU

吉木VV

吉木WW

吉木XX

吉木YY

吉木ZZ

吉木AA

吉木BB

吉木CC

吉木DD

吉木EE

吉木FF

吉木GG

吉木HH

吉木II

吉木JJ

吉木KK

吉木LL

吉木MM

吉木NN

吉木OO

吉木PP

吉木QQ

吉木RR

吉木SS

吉木TT

吉木UU

吉木VV

吉木WW

吉木XX

吉木YY

吉木ZZ

吉木AA

山田小学校沿革史



△明治四年二年	田小学校父母教師会発会
五年六年は岡垣高等小学校で授業を受ける。	初代会長、加藤健次氏
△明治四年三年	△昭和二六年一二月
五年生を収容することになり、山田字宮ノ尾に校舎を新築。	南二階校舎新築。
△明治四年四年	運動場拡張。
五年生を収容することになり、山田字宮ノ尾に校舎を新築。	△昭和二四年七月
△明治四年五年	炊事場新築。
五年生を収容することになり、山田字宮ノ尾に校舎を新築。	西二階校舎新築。
△明治四年六年	△昭和三〇年四月
五年生を収容することになり、山田字宮ノ尾に校舎を新築。	北二階校舎新築。
△明治四年七年	△昭和三九年四月
五年生を収容することになり、山田字宮ノ尾に校舎を新築。	防音校舎竣工。
△明治四年八年	△昭和四三年一月
五年生を収容することになり、山田字宮ノ尾に校舎を新築。	アル校舎竣工。
△明治四年九年	△昭和四四年四月一日
五年生を収容することになり、山田字宮ノ尾に校舎を新築。	上畑が本校に來たので六通学区となる。黒山区本村は通学の便利
△明治四年十年	上吉木尋常高等小学校に屬す。
五年生を収容することになり、山田字宮ノ尾に校舎を新築。	△昭和二年四月一日
△明治四年十一年	私立芦切尋常小学校を廃し、山田尋常小学校戸切分校とする。
五年生を収容することになり、山田字宮ノ尾に校舎を新築。	△昭和三年七月二日
△明治四年十二年	戸切分校新校舎一棟竣工。
五年生を収容することになり、山田字宮ノ尾に校舎を新築。	△昭和二年二月二〇日
△明治四年十三年	講堂竣工、工費一万五千三百円
五年生を収容することになり、山田字宮ノ尾に校舎を新築。	△昭和一四年四月一日
△明治四年十四年	高陽炭坑発展のため児童数一〇名
五年生を収容することになり、山田字宮ノ尾に校舎を新築。	△昭和一六年四月一日
△明治四年十五年	勅令により遠賀郡山田国民学校と改称。
△明治四年十六年	△昭和一八年四月一日
△明治四年十七年	戸切分校独立して戸切国民学校となる。
△明治四年十八年	△昭和二三年七月二二日
△明治四年十九年	山田小学校後援会を解消し、山

大正	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	
佐藤英夫	有田允次郎	石田一	青木盤根	石川一	庄永治三郎	大賀増造	秋武田三郎	妹尾盛雄	青木兼三郎	金丸玄益	古野利次	柴田久壯	古野彦一	木原友吉	大正
佐藤英夫	有田允次郎	石田一	青木盤根	石川一	庄永治三郎	大賀増造	秋武田三郎	妹尾盛雄	青木兼三郎	金丸玄益	古野利次	柴田久壯	古野彦一	木原友吉	一九
佐藤英夫	有田允次郎	石田一	青木盤根	石川一	庄永治三郎	大賀増造	秋武田三郎	妹尾盛雄	青木兼三郎	金丸玄益	古野利次	柴田久壯	古野彦一	木原友吉	一八
佐藤英夫	有田允次郎	石田一	青木盤根	石川一	庄永治三郎	大賀増造	秋武田三郎	妹尾盛雄	青木兼三郎	金丸玄益	古野利次	柴田久壯	古野彦一	木原友吉	一七

芦屋道

元松原広渡佐十氏から「病氣でゆけないから来てもらいたい」ということでお伺いした。

『吉木住王掌入江信雄氏の納屋の前に大事な記念碑がある。これ

は芦屋道の出来たことを書いた碑で、倒れて処分されかけていたのを、広渡佐十氏が土木係

だつたので当時の太田達雄村長に話し、経費をつけ基礎を作り

かえたものである』と

その記念碑には「新路碑」とし

て次のようなことが書いてある。
『道路は旅や運搬の便利のためで

ある。岡県村へ西から入る宗像崎から海岸線は、明治七年竣工したことは波津の碑に書いてあるが、この什王堂から東・矢矧村を経て芦屋神社前まで、長さ三

昭和

二

六

中村邦平

松井吉助

高橋一利

浜中耕三郎

木原義麿

太田渚

富崎庸敏

西二階校舎新築。

△昭和二七年一二月

運動場拡張。

△昭和二六年一二月

五年生を収容することになり、

山田字宮ノ尾に校舎を新築。

△明治二六年六月二日

氏森神社の客殿を修理し、二学級の仮教室にした。

△明治四年二月

五年生を収容することになり、

山田字宮ノ尾に校舎を新築。

△明治二六年六月二日

五年生を収容することになり、
山田字宮ノ尾に校舎を新築。



千三百零六間の新道は、官許を得て明治一八年完成した。
従来の道は、これから先は松林歩くのも困難で、車の轍は埋まり馬の蹄は、埋没し、「寸進めば一尺退がるほど」で、その不便さは筆舌に尽されんほどだった。
時あたかも明治二七、八年戦役の頃で、外敵のおそれもあり、沿岸の道路整備もなおざりにするわけにはいかず、許可がで竣工となつた。」と。
この文章は海妻甘蔵先生が書いておられるが、碑の裏面に
明治二九年二月建設とあり、新路開拓長、岡県村長等の名が記してある。

× × × ×

1、前記「新路碑」に原区の委員



2、内浦の垂水岬から、芦屋にぬける浜山道は、昔の大宰官道（今
の国道）で、大宰府から大和に行く大事な道だったが、廿王堂から
先は松林の中に入り、前安樂院の
あった北側、ドンドンの滝の所を
通り、松林の中間を通つて矢矧川
の下流を通り、芦屋にぬけていた。
(長 煙)

手を後ろにまわして、かゆいところをかいてどちらなさい。右手の方がよく曲るか、左手の方が遠いところまで届くか。
あなたが右きくたら、左の方がよく曲る。左きくたら、右の方が曲る。おかしいがためして下さい。

右ききの人は右手を使うから、右肩が聞くくなる。だから反対の方がやわらかく、曲がる範囲も広い。力仕事しておる人ほど体が固い。

農業をやつしていると、力仕事をすることがある。だから運動しているからスポーツはいらんといふ。が農業の力仕事は全身運動ではない。だから手がしびれる。腰が痛い。めまいがする。便所に再々いく。関節が痛い。献血でも血の比重が軽く採血できない人が多い。いわゆる農夫病が多い。そして一人でいくつもの病気をかゝえている。

余儀なくされている。
だから四十才以上の人で、肩のこらない人が何名あるだろうか。
× × ×
読んで字の如く「動物」は「動物」。と書いてある。人間も動物、動くから生物として存在する。体を使わないと、健康障害の起るのは当然である。
病気に對する抵抗力を維持するためには一日二五〇〇カロリー位とらねばならない。が事務作業では八〇〇カロリー位しか消費しない。運動しないのでそれがたまり肥える。

ある人は体力づくりを通じ、技術も上達させ、精神、根性をつくるという。
ある人は、運動技術——例えば記録を上げることにより、体力、精神力をつけるという。
ある人は精神力により、技をうまくし、体力もたかめてゆくといふ。どれでもよい。
大切なのは、そのどれもが人間づくりであるということ。
二十一世紀が今の状態でのりきれるだろうか。

4月1日から

救急業務開始

遠賀郡消防署

本年4月1日遠賀4町が組合消防として発足しました。これに伴つて遠賀4町の救急業務を行なうようになりました。急病、交通事故等の場合は、消防署に連絡下さい。
なお、業務内容は次のとおりです。

- 1、火災事故
- 2、風水害事故
- 3、水難事故
- 4、交通事故
- 5、労働災害事故
- 6、運動競技事故
- 7、一般負傷
- 8、犯罪事故
- 9、自損行為
- 10、急病
- 11、その他事故

以上の事故で医療機関に搬送を必要とするものです。

※火事と救急車は 093-69-0119

事務連絡は 093-69-3001



—公園館—